

## 平成 16 年度の雇用保険三事業による事業の評価について（抜粋）

事業名	介護雇用管理支援助成金（介護基盤人材確保助成金）			事業番号	16 - 010
実施主体	都道府県労働局				
事業概要	介護分野における新サービスの提供等に伴い、介護労働者の雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主が、雇用管理の改善等において中核的な役割を担う者である特定労働者（社会福祉士等の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者）を雇い入れた場合に、雇い入れた労働者の賃金の一部を助成。				
16年度目標	・ 最初の特定労働者を雇い入れた日から第2期助成金支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数（特定労働者を除く。）2.5人程度（最近における介護事業所の雇用動向及び平成14年度における介護人材確保助成金（平成15年6月廃止。本助成金の前身。）の実績等を勘案して設定）以上	実績	目標の達成度合	達成（実績 13.3人（参考値※1））	
			事業執行率	98%（4,974百万円／5,073百万円）	
評価	目標達成（参考値により評価）。				
17年度目標	・ 最初の特定労働者を雇い入れた日から第2期助成金支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数（特定労働者を除く。）3人以上				

45

事業名	介護雇用管理支援助成金（介護雇用管理助成金）			事業番号	16 - 011
実施主体	財団法人 介護労働安定センター				
事業概要	介護分野における新サービスの提供等に伴い、介護労働者の雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主が、雇用管理改善事業（就業規則・賃金規程などの諸規程の整備、健康診断の実施など）を実施した場合に、その経費の一部を助成。				
16年度目標	・ 同助成金の支給対象となった事業所における自己都合による離職率 20%程度（平成13年11月から平成14年11月の1年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均）以下	実績	目標の達成度合	未達成（実績 22.9%（参考値※2））	
			事業執行率	64%（138百万円／215百万円）	
評価	目標未達成（参考値により評価）。未達成原因を究明した上で事業の抜本的な見直し又は廃止を行う。				
17年度目標	・ 支給対象事業所において、助成金支給後1年経過した時点における助成金支給時からの自己都合による離職率 20%以下				

事業名	介護雇用管理支援助成金（介護能力開発給付金）			事業番号	16 - 012
実施主体	財団法人 介護労働安定センター				
事業概要	介護分野における新サービスの提供等に伴い、介護労働者の雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主が、新たに雇い入れた労働者等に対して教育訓練やキャリア・コンサルティングを受けさせた場合及び有給教育訓練休暇の付与を行う場合に、その経費及び対象期間中の賃金の一部を助成。				
16年度目標	・同給付金の支給対象となった事業所における自己都合による離職率 20 %程度（平成 13 年 11 月から平成 14 年 11 月の 1 年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均）以下	実績	目標の達成度合	未達成（実績 22.5%（参考値※ <sup>3</sup> ））	
			事業執行率	24%（26 百万円 / 108 百万円）	
評価	目標未達成（参考値により評価）。未達成原因を究明した上で事業の抜本的な見直し又は廃止を行う。				
17年度目標	・支給対象事業所において、給付金支給後 1 年経過した時点における給付金支給時からの自己都合による離職率 20 %以下				

事業名	雇用管理等相談援助事業費			事業番号	16 - 013
実施主体	財団法人 介護労働安定センター				
事業概要	介護労働安定センターに介護労働サービスインストラクターを配置し、介護分野の事業主等を対象として、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、より専門的な相談については、介護労働安定センターが委嘱した雇用管理コンサルタント（社会保険労務士等）が相談に応じるもの。また、介護事業所における雇用管理担当者を対象として雇用管理者講習を実施。				
16年度目標	・雇用管理等相談援助事業を受けた事業所における自己都合による離職率 20 %程度（平成 13 年 11 月から平成 14 年 11 月の 1 年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均）以下	実績	目標の達成度合	達成（実績 8.5%（参考値※ <sup>4</sup> ））	
			事業執行率	93%（520 百万円 / 560 百万円）	
評価	目標達成（参考値により評価）。				
17年度目標	・雇用管理等相談援助事業を受けた事業所において、本事業を受けて 1 年経過した時点における同事業を受けたときからの自己都合による離職率 20 %以下				

- ※1 15 年 6 月 1 日から 16 年 3 月 31 日までの間に特定労働者を雇い入れた事業所の 17 年 4 月 1 日時点の雇用増加数（特定労働者を除く）を用いている。
- ※2 16 年 4 月 1 日から 16 年 9 月 30 日までの間に本助成金の対象事業を完了した事業所の当該完了日から 17 年 4 月 1 日までの自己都合による離職率を用いている。
- ※3 16 年 4 月 1 日から 16 年 9 月 30 日までの間に本給付金の対象事業を完了した事業の当該完了日から 17 年 4 月 1 日までの自己都合による離職率を用いている。
- ※4 16 年 4 月 1 日から 16 年 9 月 30 日までの間に本事業を受けた事業所の当該日から 17 年 4 月 1 日までの自己都合による離職率を用いている。

事業名	介護労働者能力開発事業の実施			事業番号	16 - 062
実施主体	財団法人 介護労働安定センター				
事業概要	急速な高齢化の進展に伴い要介護高齢者等が増加する中で、介護サービス需要も増大し多様化しているところであるが、一方で現下の厳しい雇用失業情勢に対応するため、離転職者等を対象として、介護保険制度の下で中心的な役割を果たす訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程を実施することにより、早期再就職の促進を図るとともに、介護労働力の確保に資する。				
16年度目標	・訓練実施対象者数 18,000人	実績	目標の達成度合	未達成（実績 14,975人）	
			事業執行率	83%（対象者数 14,975人／目標対象者数 18,000人） [予算執行率 90%（1,727百万円／1,927百万円）]	
評価	目標未達成。必要に応じ公共職業安定所との連携方法も含め事業の実施方法等について見直しを行う。				
17年度目標	①訓練実施対象者数 16,320人 ②就職率 60%以上（講習終了後3か月時点）				

- ※1 15年6月1日から16年3月31日までの間に特定労働者を雇い入れた事業所の17年4月1日時点の雇用増加数（特定労働者を除く）を用いている。
- ※2 16年4月1日から16年9月30日までの間に本助成金の対象事業を完了した事業所の当該完了日から17年4月1日までの自己都合による離職率を用いている。
- ※3 16年4月1日から16年9月30日までの間に本給付金の対象事業を完了した事業所の当該完了日から17年4月1日までの自己都合による離職率を用いている。
- ※4 16年4月1日から16年9月30日までの間に本事業を受けた事業所の当該日から17年4月1日までの自己都合による離職率を用いている。

# 介護雇用管理支援助成金等支給実績

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
介護人材確保助成金 (平成12年4月創設) (平成15年5月廃止※)	予算額	6,145 百万円	4,477 百万円	6,158 百万円	851 百万円	—	—
	支給実績 (人数)	8,292 百万円 (7,205 人)	8,530 百万円 (8,217 人)	6,477 百万円 (8,384 人)	3,543 百万円 (2,273 人)	—	—
介護基盤人材確保助成金 (平成15年6月創設)	予算額	—	—	865 百万円	5,073 百万円	5,797 百万円	6,295 百万円
	支給実績 (人数)	—	—	143 百万円 (355 人)	4,974 百万円 (9,152 人)	—	—
介護雇用管理助成金 (平成12年4月創設)	予算額	200 百万円	73 百万円	106 百万円	64 百万円	64 百万円	104 百万円
	支給実績 (件数)	89 百万円 (371 件)	65 百万円 (333 件)	64 百万円 (381 件)	57 百万円 (364 件)	—	—
介護能力開発給付金 (平成12年4月創設) (平成18年3月廃止予定)	予算額	296 百万円	269 百万円	248 百万円	108 百万円	107 百万円	29 百万円
	支給実績 (件数)	49 百万円 (217 件)	28 百万円 (140 件)	22 百万円 (128 件)	26 百万円 (134 件)	—	—
介護雇用環境整備奨励金 (平成12年4月創設) (平成15年5月廃止)	予算額	408 百万円	87 百万円	26 百万円	—	—	—
	支給実績 (件数)	102 百万円 (47 件)	90 百万円 (36 件)	49 百万円 (20 件)	—	—	—

※ 介護人材確保助成金の支給実績については、平成15年6月以降は経過措置分である。

※ 介護能力開発給付金については、平成18年3月に廃止し、介護雇用管理助成金に統合予定であり、平成18年度予算額は経過措置分である。

# 介護労働安定センターにおける雇用管理等相談援助・情報提供の実施状況

(単位:件)

	求人求職	能力開発	労働条件	福利厚生	職場のコミュニケーション	助成金関連	債務保証	介護サービス	その他	教材等の貸出	合計
平成12年度	5,776	22,132	8,254	13,991	1,342	52,266	144	6,540	16,879	484	127,808
相談援助	2,577	7,999	2,994	3,888	688	25,529	38	2,789	4,593	-	51,095
情報提供	3,199	14,133	5,260	10,103	654	26,737	106	3,751	12,286	484	76,713
平成13年度	8,751	22,761	9,356	12,743	1,568	46,151	89	4,350	12,538	352	118,659
相談援助	3,437	7,756	2,983	4,043	573	22,664	27	1,864	2,931	-	46,278
情報提供	5,314	15,005	6,373	8,700	995	23,487	62	2,486	9,607	352	72,381
平成14年度	10,192	24,583	8,685	9,686	1,224	29,751	51	3,790	11,816	388	100,166
相談援助	4,401	8,029	3,008	3,512	605	16,403	20	1,954	2,886	-	40,818
情報提供	5,791	16,554	5,677	6,174	619	13,348	31	1,836	8,930	388	59,348
平成15年度	8,983	35,107	8,552	9,300	1,234	33,158	71	3,649	12,069	426	112,549
相談援助	3,691	10,863	3,245	3,586	596	19,292	19	1,376	3,316	-	45,984
情報提供	5,292	24,244	5,307	5,714	638	13,866	52	2,273	8,753	426	66,565
平成16年度	9,118	31,115	8,634	20,235	1,046	37,176	221	3,084	11,088	742	122,459
相談援助	3,999	9,420	3,311	7,149	493	21,272	60	1,015	3,631	-	50,350
情報提供	5,119	21,695	5,323	13,086	553	15,904	161	2,069	7,457	742	72,109

(資料出所) (財)介護労働安定センター

## 介護労働センター等における能力開発施策

### ○ 介護労働安定センター

センターにおいては、訪問介護員養成コース（２級課程）を実施。（基礎講座１００時間、実習３０時間）

その他自主事業として、訪問介護員養成コース（１級、２級課程）ケアマネージャー準備コース、介護福祉士試験準備講習、福祉用具専門相談員指定講習、短期専門コース（※）を実施。

※ 短期コース： 基本的技能を備えた介護労働者に対し、高度化、多様化する介護技術の維持・向上を図ることに必要な知識や技能を修得させる。

#### 【訪問介護員養成コース（２級課程）修了者数実績】

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
15,616 人	15,854 人	16,256 人	15,705 人	14,775 人

（資料出所）介護労働安定センター

### ○ その他

その他公共職業能力開発施設における介護サービス科（訓練期間６ヶ月（訪問介護員１級取得））等の職業訓練を実施。

また、雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座として、介護福祉士講座、訪問介護員養成研修２級課程等がある。

#### 【介護系公共職業能力開発施設訓練、委託訓練の受講者数】

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
施設訓練	2千人	2千人	3千人	3千人	3千人
委託訓練	17千人	13千人	11千人	13千人	15千人

（資料出所）厚生労働省職業能力開発局

#### 【教育訓練給付（社会福祉・保健衛生関係の実績）】

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
指定講座数	339件	697件	972件	1,094件	1,042件
受講人数	21,628 人	65,572 人	46,763 人	60,820 人	59,382 人

（資料出所）指定講座数～厚生労働省職業能力開発局、受講人数～厚生労働省職業安定局

（注）講座数は、各年度 10 月時点の状況である。

## 認定事業主に対する債務保証制度について

### 1 対象となる債務保証

- ① 介護労働者法第9条第1項に規定する認定事業主が、認定計画に係る改善措置に必要な設備の設置又は整備を行う場合の必要な資金の借りに係る債務保証
- ② 職業紹介事業者又はその団体が、介護労働者等の福祉の増進を図るための設備の設置又は整備を行う場合の必要な資金の借りに係る債務保証

2 保証限度額                    300万円

3 保証期間                      5年以内

※ 平成12年度から平成16年度までの期間においては債務保証の実績はない。

## 介護作業従事者に係る労災保険特別加入について

### ○ 対象者

家政婦紹介所に求職登録されている家政婦で、当該紹介所の紹介により個人家庭で介護作業を行う者

### ○ 特別加入の方法

家政婦を構成員とする団体が所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に対して特別加入申請書を提出し、承認を受ける。

既に特別加入が承認されている団体において、対象者の追加等が生じた場合、変更届を所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出する。

※ 「家政婦を構成員とする団体」とは、紹介所長が団体の代表者となって構成する。

### 【参照法令】

#### ○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）（抄）

第46条の18 法第33条第5号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一～四 （略）

五 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第2条第1項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの



## 介護労働者健康診断助成金制度の概要

### ○ 概要

介護労働に従事するケア・ワーカーに対して健康診断を実施した職業紹介事業者若しくは団体及び自ら経費を負担して健康診断を受診したケア・ワーカーに対し、健康診断に要した費用を助成。

(1人、7,400円限度)

### ○ 対象となる健康診断

労働安全衛生法第44条に定められている下記の項目

- 既往歴及び業務歴の調査 ●自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、視力及び聴力の検査
- 胸部のエックス線検査及び喀痰検査
- 血圧の測定 ●貧血検査 ●肝機能検査 ●血中脂質検査
- 尿検査 ●血糖検査 ●心電図検査

### 【介護労働者健康診断助成金実績】

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
予算額(千円)	69,888	188,698	185,794	129,024	126,552
支給実績(千円)	86,054	87,373	82,968	78,258	80,688
利用者数	12,094人	12,327人	11,547人	10,894人	11,189人

## 福祉重点ハローワークの概要

- **福祉重点ハローワークの指定**  
各都道府県に1箇所ずつ介護を始めとする福祉人材確保の拠点として設置。
  
- **福祉重点ハローワークで実施している事業**
  - (1) **職業相談・職業紹介の実施**  
求職者の円滑な再就職を促進するため、求職に必要な福祉分野の知識・技能等に関する相談、職業紹介を行うとともに、保健医療・福祉施策の現状、福祉分野の求人情報等を編集した情報を提供する。
  
  - (2) **福祉人材の登録**  
直ちには就職を希望しないが、将来的には福祉関係業務に就職することを希望する者に対して福祉人材登録を行う。
  
  - (3) **介護労働講習等の実施**  
求職者等に対して介護労働講習、看護師リフレッシュ講習を行い、福祉分野の知識・情報を提供する。
  
  - (4) **福祉マンパワー合同求人選考会の開催**  
保健医療・福祉関係の求人者と求職者を一堂に会させ、求人者に対しては魅力をアピールする機会を、求職者に対して多数の詳細な求人情報を収集する機会を提供する。
  
  - (5) **事業主に対する雇用管理改善の推進**  
福祉重点ハローワーク所管内および当該都道府県内の所管外の福祉分野の事業主に対して、雇用管理改善に関するアドバイスをを行う。

# 高齢者活用生活援助サービス事業の概要（平成18年度）

## 1 趣旨・目的

- (1) シルバー人材センターにおける高齢者の介護・生活援助サービスの提供については、高齢者の就業機会の拡大、高齢者に対する介護・生活援助サービスの担い手の確保、生活支援サービスを提供することにより高齢者の自立した生活を支えるなどの効果が期待されることから、「介護サービス促進事業」、「高齢者生活援助サービス事業」として事業の推進を図ってきたところである。
- (2) 今般の介護保険制度の改正においても、制度の理念である高齢者の自立支援を基本として、高齢者が地域において健康で自立して暮らすことができることを目標に介護予防重視型システムへの転換や地域密着型のサービス体系の確立などを内容とする制度の見直しが行われたところであり、シルバー人材センターについても、介護保険制度の改正に対応した役割を果たしていくことが期待されることである。  
さらに、高齢者に加え、障害者に対しても、国として自立支援の推進を図っているところであり、いくつかの先進的なセンターにおいては、地方自治体と連携を図り、地域のサポートが必要なこれらの者に対する介護・生活援助サービスの提供基盤として機能し、その生活の支援を行っているところである。
- (3) こうした状況を踏まえ、これまで実施してきた「介護サービス促進事業」、「高齢者生活援助サービス事業」を再編整理し、地域におけるサポートが必要な者（高齢者、障害者）の自立した生活を支援するためのサービスを提供するための事業として見直し、「高齢者活用生活援助サービス事業」として実施することとする。

## 2 事業の概要

### (1) 事業の内容

#### ア 高齢者活用生活援助サービス事業

市区町村等と連携した高齢者等の生活を支えるためのサービス（生活支援サービス、福祉施設通所送迎・介助サービス等）の提供

#### イ 事業計画の策定（市区町村等との調整）

#### ウ 高齢者生活援助サービス提供体制の整備

サービス提供会員の確保、会員と利用者マッチング、フォローアップ（トラブル相談等）等

### (2) 補助の内容等

高齢者活用生活援助サービス事業の実施に必要な経費の一部を補助